



行政文書一部開示決定通知書

3 選 第 4 6 3 号
令和 3 年 11 月 5 日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和 3 年 10 月 26 日 付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	【愛知県選管】知事解職請求に関する質疑応答集の送付について（第 4 版）	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和 3 年 11 月 9 日 9 時 00 分
	場 所	県民生活課（愛知県県民相談・情報センター） （愛知県自治センター 2 階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用	120 円 円分
開示しないこととした部分	URL	
開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当県が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に影響を及ぼすおそれがあるため。	
連絡先	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069（ダイヤルイン）	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。